R5 1

建築主との監理業務委託契約において監理者が行う監理業務に関する次の記述のうち、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成 31 年国土交通省告示第 98 号）」に照らして、最も不適当なものはどれか。

1 ． 建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。

2 ． 工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主事に報告する。 ✕

3 ． 工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知のうえ、必要な範囲で破壊して検査する。

4 ． 工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。

R4 1

鉄筋コンクリート造建築物の**施工計画**に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1 ． ネットワーク工程表において、トータルフロートが最小のパスをクリティカルパスといい、こ れを重点管理することが、工程管理上、重要である。

2 ． 工事施工者は、工事の着手に先立ち、総合仮設を含めた工事の全般的な進め方や、主要工事の 施工方法、品質目標と管理方針、重要管理事項等の大要を定めた、総合施工計画書を作成する。

3 ． **総合図**は、一般に、意匠、構造、設備などの分野別に作成された設計図書に基づき相互に関連 する工事内容を一枚の図面に表したもので、コンクリート躯体図の作成後に工事施工者が作成 する。 ✕

4 ． **概成工期**は、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工 事が支障のない状態にまで完了しているべき期限である。

R3 1

一般的な設計図書に基づく**施工計画**に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1 ． 監理者は、工事施工者から提出を受けた「品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書」のうち、品質計画に係る部分につい て、承認した。

2 ． 監理者は、一工程の施工の着手前に、総合施工計画書に基づいて工事施工者が作成する工種別施工計画書のうち、工事の品質に影響を及ぼさない工種を省略することについて、承認した。

3 ． 設計図書に選ぶべき専門工事業者の候補が記載されていなかったので、設計図書に示された工事の内容・品質を達成し得ると考えられる専門工事業者を、事前に工事施工者と協議したうえで、監理者の責任において選定した。 ✕

4 ． 近隣の安全に対して行う仮設計画で、契約書や設計図書に特別の定めがないものについては、工事施工者の責任において決定した。

R元 1

民間工事における一般的な**施工計画**に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1 ． 工種別の施工計画書は、どの工事においても共通的に利用できるように作成されたものではなく、**対象となる個別の工事の条件や特徴等を踏まえて具体的に検討したうえで作成されたもの**であり、監理者は工種別の施工計画書の提出を受ける。

2 ． 施工計画書の一部である品質計画は、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の施工の目標、品質管理及び管理の体制について具体的に記載したものであり、当該工事に相応して妥当である場合は、監理者は品質計画を承認する必要がある。

3 ． 工事の総合的な計画をまとめて作成する**総合施工計画書は、総合仮設を含めた工事の全般的な進め方や、主要工事の施工方法、品質目標と管理方針等の大要を定めたもの**であり、監理者は総合施工計画書の提出を受ける。

4 ． 工事請負契約書の規定に基づく施工条件の変更等により、実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工に支障がないように、監理者は変更部分の工事と並行して変更された実施工程表を承認する必要がある。 ✕

R5 2

工事現場の管理等に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1 ． 建築工事の監理技術者は、自ら施工する工事と、これに密接に関連する別途発注された第三者の施工する他の工事との調整を自らの責任において行わなければならない。 ✕

2 ． 施工計画書の一部である品質計画は、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の施工の目標、品質管理及び管理の体制について具体的に記載したものであり、一般に、監理者が当該工事に相応して妥当であることを確認する。

3 ． 設計図書において監理者の検査を受けて使用すべきと指定された工事材料のうち、その検査で不合格となったものは、監理者の指示がなくても、工事施工者が速やかに工事現場外に搬出する。

4 ． 民間の建築一式工事を直接請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請代金額の総額が 7，000 万円以上になる場合には、全ての下請負業者を含む施工体制台帳を作成し、建設工事の目的物を引き渡すまで工事現場ごとに備え置かなければならない。

施工計画書

- 総合図
- 工程
  - S字カーブ
  - バーチャート
  - フローチャート
  - ネットワーク
  - クリティカルパス
- 設計図書/順位
  - ①質問書（質疑応答書）
  - ②現場説明書
  - ③特記仕様書
  - ④設計図
  - ⑤標準仕様書
- 工種別の施工計画書
- 総合施工計画書
  - 品質計画
  - 総合仮設を含めた工事の全般的な進め方
  - 主要工事の施工方法、品質目標と管理方針等の大要を定めたもの
- デミングサークル
  - PDCA
  - Q；品質
  - P；計画・工程
  - C；コスト
  - S；安全
  - E；環境

材料管理

- 既製コンクリート杭
  - 曲げ変形防止
  - 杭の両端から杭の長さの１/5の位置付近、**2点**で支持
- 鉄筋
  - まくら木を置いて直接地上に置かない
- 溶接棒
  - 湿気を吸収しないよう保管
  - 適宜；乾燥装置
- 型枠合板
  - **直射日光**に長時間さらさない
- 高力ボルト
  - 新品を開封せずに現場搬入
  - さび、塵埃、その他付着物注意
- セメント
  - 積み重ね10袋まで
  - 防湿に注意、通風、圧力避ける
- 押出成形セメント板
  - 積み置き高さ；１mまで
  - 平坦で乾燥した場所
- アスファルトルーフィング
  - たて積み
  - 雨、直射日光を当てない
- 塗料
  - 周囲の建物から**1.5m**以上離す
  - **ウエスの放置厳禁**
- PC板
  - 部材間の枕木２本
  - ６段程度まで
- 壁紙（ビニルクロス）
  - たて置き
- カーペット
  - 縦置きせず、２～３段の俵積み

現場管理

- ISO
- 安全衛生管理体制
  - ①統括安全衛生責任者
    - ②元方安全衛生管理者
    - ❶の補佐；技術的事項の管理
  - 安全衛生責任者
    - ❶と作業員との連絡調整
- 作業主任者
  - 型枠支保工
  - 土止め支保工
  - 地山の掘削
  - 足場の組み立て
  - コンクリート造の工作物
  - 石綿
    - 石綿を重量で 0.1 %を超えて含有する建材を除去する
- QC道具
  - １パレート図、２特性要因図、３ヒストグラム、
  - ４チェックシート、５層別 ６散布図、７管理図
- 産業廃棄物
  - 特別管理産業廃棄物
  - 建設リサイクル法
    - 床面積
      - 新築・増築　合計；500㎡
      - 解体　合計80㎡
    - 請負金
      - 修繕・模様替え　１億円
      - その他工作物　500万円
    - 工事着手；7日前まで
  - 特定建設資材
    - 「コンクリート」　「コンクリート及び鉄から成る建設資材」
    - 「木材」　「アスファルト・コンクリート」

H25 1

施工計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1．一工程の施工の着手前に、総合施工計画書に基づいて作成する工種別施工計画書は、 各工種ごとに作成するものであるが、工種によっては省略することもある。

2．設計図書に選ぶべき専門工事業者の候補が記載されている場合であっても、設計図書に示された工事の内容・品質を達成し得ると考えられるならば、候補者として記載されていない専門工事業者を、工事施工者の責任で選定することができる。 ✕

3．山留め支保工において、火打材を用いない切ばりに作用する軸力の計測管理に当たっては、盤圧計を腹起しと切ばりの**接合部**に設置する。

4．H形鋼を用いた鉄骨鉄筋コンクリートの梁へのコンクリートの打込みについては、フランジの下端が空洞とならないように、フランジの片側からコンクリートを流し 込み、反対側にコンクリートが上昇するのを確認した後、**両側から打ち込むこととする。**

H26 1

施工計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1．ネットワーク表示による工程表において、トータルフロートが最小のパスをクリ ティカルパスといい、これを重点管理することが、工程管理上、重要である。

2．総合施工計画書は、工事の着手に先立ち、総合仮設を含めた工事の全般的な進め方 や、主要工事の施工方法、品質目標と管理方針、重要管理事項等の大要を定めたも のである。

3．建設業法に基づき施工体制台帳を作成した特定建設業者は、建設工事の目的物を発 注者に引き渡すまで、その**施工体制台帳**を工事現場に備え置く必要がある。

4．建築物の新築工事において、積載荷重１tの本設エレベーターを工事用として仮使用する場合、あらかじめエレベーター設置報告書を労働基準監督署長あてに提出することにより、エレベーターの据付工事完成直後から使用する ✕

H27 1

施工計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1．契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要が生じたので、 施工の進 に支障がないよう、当該変更部分の施工と並行して変更された実施工程表の提出を受け承認した。 ✕

2．部材、部品等の工場生産に先立ち、工場生産者の作成した**製作図、製作要領書、品質管理要領書、製品検査要領書等**について、工事施工者からの提出を受け承認した。

3．プレキャストコンクリート部材の運搬・揚重・保管について、搬入される部材を、 直接、運搬車より組立て用クレーンで吊上げて組み立て、悪天候により作業ができ ない場合には荷降しのみとし、現場内に仮置きするという施工計画書の提出を受けた。

4．近隣の安全に対して行う仮設計画に必要な一切の手段については、契約書や設計図書に特別の定めがなかったので、受注者の責任において定めた施工計画書の提出を受けた。

H28 1

施工計画等に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1．**特記は**、標準仕様書と異なる事項や標準仕様書に含まれていない事項について、設計図書のうち、質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び図面において指定された 事項をいう。

2．地震の後に、屋外に設置されているクレーンを用いて作業を行うときは、その地震が中震(震度４)の場合であれば、クレーンの各部分の点検を省略することができる。

3．クレーン、リフト、エレベーター等から材料の取込みに使用する仮設の**荷受け構台** は、積載荷重等に対して十分に安全な構造のものとしたうえで、材料置場と兼用することができる。 ✕

4．**品質計画**、一工程の施工の確認及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書については、原則として、当該工事の施工に**先立ち**作成のうえ、監理者に提出する。